



2014年 5月16日

各 位

会社名 セコム上信越株式会社
代表者名 代表取締役社長 小松良平
(コード番号 4342 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 小松正則
(TEL. 025 - 281 - 5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年5月16日開催の取締役会において、定款の一部変更について2014年6月20日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 今後の経営体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の員数の上限を8名から10名に変更するものであります。(変更案第18条)

また、社外取締役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮いただくことができるようにするため、社外取締役との責任限定契約の一部条項を変更するものであります。(変更案第23条)

なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるための規定を新設するものであります。(変更案第11条)

また、現行定款第30条に定める自己株式の取得に関する規定を第10条へ移設するとともに、これらの規定の新設、移設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2014年6月20日(予定)

定款変更の効力発生日 2014年6月20日(予定)

以上

【別紙】

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 ~ 第 9 条 (条文省略) (現行定款第30条より移設)	第 6 条 ~ 第 9 条 (現行通り)
(新 設)	(自己の株式の取得) 第10条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
	(単元未満株主の権利) 第11条 当社の株主は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第10条 ~ 第15条 (条文省略)	第12条 ~ 第17条 (現行通り)
第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会 (員数)	第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会 (員数)
第16条 当会社に取締役 <u>8名以内</u> を置く。	第18条 当会社に取締役 <u>10名以内</u> を置く。
第17条 ~ 第20条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約)	第19条 ~ 第22条 (現行通り) (社外取締役との責任限定契約)
第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は <u>5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は <u>法令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会	第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会
第22条 ~ 第27条 (条文省略)	第24条 ~ 第29条 (現行通り)
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第28条 ~ 第29条 (条文省略) (自己の株式の取得)	第30条 ~ 第31条 (現行通り) (変更案第10条に移設)
第30条 (条文省略)	
第31条 (条文省略)	第32条 (現行通り)

以上